

# 令和4年度物質・材料研究機構部会のスケジュール

	文部科学大臣/他省との協議	審議会	NIMS部会
令和3年			
4月			
6月末	法人からの自己評価書の提出締切		
7月	総務省・CSTIIによる 文科省・法人役員等との意見交換		部会①～③ 業務の実績評価※ 業務運営の改善 ※年度評価及び見込評価 (NIMS部会: 7/6, 7/8, 7/28)
8月		審議会① 業務の実績評価※ 業務運営の改善等 ※年度評価及び見込評価 (総会: 8/4)	
8月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の実績評価の決定</li> <li>業務運営の改善等の決定</li> </ul>		
11～12月	総務省・CSTIIにおいて 見込評価及び業務・組織見直しに係る審議	審議会② 中長期目標改定案 (総会: 1月中旬)	部会④～⑤ 中長期目標改定案 (NIMS部会: 11/30, 12/15)
令和4年			
2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期目標改定案決定</li> </ul> 総務省、CSTIへ諮問・財務協議		
2月末まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期目標改定案の決定 ⇒ 大臣から法人に指示</li> </ul>		
3月末まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期計画改定案の認可</li> </ul>		

(注) 業務運営の改善：独法通則法第35条の6第2項により、中長期目標期間中に法人の長の任期が終了した際は、当該目標期間の開始時から法人の長の任期が終了した事業年度まで（中間期間）の業務の実績を調査・分析し、中間期間終了時までの目標の達成状況等の全体について総合的な評価を行うこととされている。また、「独立行政法人の評価に関する指針」（令和4年3月2日改定）では、当該評価は、中長期目標の変更を含めた業務運営の改善等に活用するものとする事とされている。